

新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本設計策定及び環境影響評価等
業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本設計策定及び環境影響評価等業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、その透明性・公平性を確保するため、新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本設計策定及び環境影響評価等業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 参加資格に関すること。
- (2) 実施要領、仕様書及び審査基準に関すること。
- (3) 候補者の選定に関すること。
- (4) 提案書の審査に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審査を行う上で必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 泉佐野市において、一般廃棄物処理の事務を所管する部長又は理事（以下「部長等」という。）及び課長又は参事（以下「課長等」という。）
- (2) 田尻町において、一般廃棄物処理の事務を所管する部長等及び課長又は課参事
- (3) 熊取町において、一般廃棄物処理の事務を所管する部長又は統括理事若しくは理事及び課長等
- (4) 泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局長及び次長

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局長、副会長は、泉佐野市において、一般廃棄物処理の事務を所管する部長等の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、公開しない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、泉佐野市田尻町清掃施設組合事務局において行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月9日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本設計策定及び環境影響評価等業務に係る委託契約が締結された日に限り、その効力を失う。

新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本設計策定及び環境影響評価等
業務プロポーザル審査委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
泉 佐 野 市	生活産業部長	長 尾 讓 治	副会長
	生活産業部 環境衛生課参事	牛之濱 竜 児	
田 尻 町	住民部長	横 上 豊	
	住民部 生活環境課長	中 井 宏 光	
熊 取 町	住民部理事	山 本 浩 義	
	住民部 環境センター所長	椿 原 康 雄	
泉佐野市田尻町 清掃施設組合	事務局長	梅 谷 政 信	会 長
	事務局次長	三 井 健 彰	